

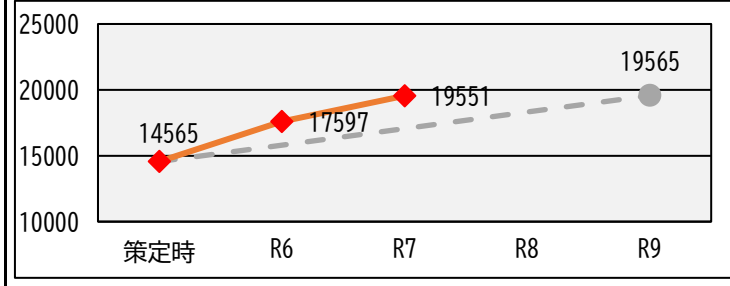
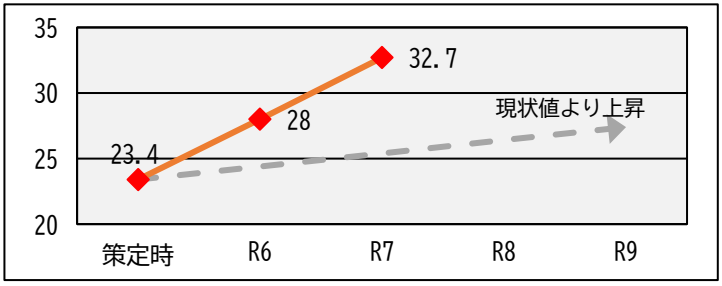
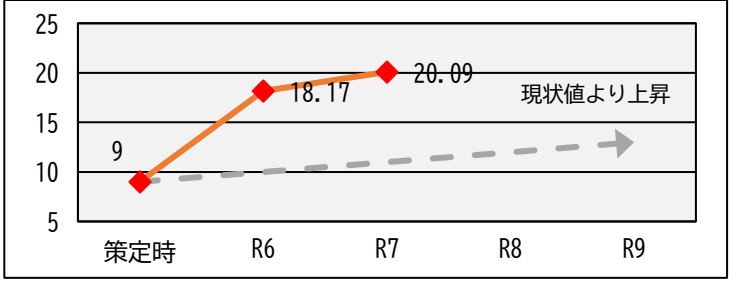
施策名 5 高齢者支援・障がい者支援				総合計画審議会からの施策目標の実現に向けた講評等	
R9年度末にめざす状態 （施策目標）【P】		自分らしく暮らし続けるための支援体制が充実している	進 捗 度	C	
【進捗度】A：4年後にめざす状態をすでに実現している、B：4年後にめざす状態の実現に向けて大変順調に進んでいる、C：4年後にめざす状態の実現に向けて概ね順調に進んでいる、D：4年後にめざす状態の実現には努力が必要である、E：4年後にめざす状態の実現には相当努力が必要である					

(1)持続可能な福祉・医療サービス提供体制の構築			
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】		施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・生活支援コーディネーターの配置により、地域の社会資源把握や地域活動の担い手等との関係構築を行い、住民同士の支え合いが促進された。 ・地域住民、関係者と対話を重ねた結果、第2層協議体準備会を開催することができ、第2層協議体（支え合い会議）設置に向けた課題整理や関係者間の調整ができた。 ・要介護度を認定する認定審査会資料のペーパーレス化を実施し、認定審査事務の効率化を図った。 ・災害時に対応できる医療体制構築のため、市内病院等との協議や災害時の病院前救護所の設置について検討を行い、実現に向けた一定の合意と課題の共有ができた。		No.2	生活支援体制の整備と総合事業の充実
		No.16	タブレットを活用した「介護認定審査会」DX化事業
		No.5	災害等に対応できる市内医療体制の構築
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】		施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・第2層協議体（支え合い会議）は、住民主体で立ち上げる必要があるが、住民の理解を広げる難しさがある。 ・生活援助サービスの需要が増加し、介護のプロ以外が担う仕組みづくりを行っているが、担い手が不足している。 ・介護認定審査会における認定申請件数は今後も増加が見込まれており、それに伴い事務負担の増大が懸念される。 ・病院前救護所における医師の配置など具体的な実施体制の構築や、災害対応が長期化した場合の医療救護体制のあり方が定まっていない。		・第2層生活支援コーディネーターの連携業務を支援し、多様な主体の情報共有や協働体制を強化することで第2層協議体を設置し、住民主体の生活支援サービスを構築する。 ・介護プロ以外の生活援助サービス担い手を増やしてサービスの継続を図るため、従事者研修等を実施し、担い手を養成する。 ・審査会のオンライン化や認定調査・調査後の調査票確認等の各工程におけるDX化を推進し、引き続き認定審査事務の効率化に取り組む。	

(2)高齢者支援の充実			
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】		施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・地域包括支援センターを7ヵ所に委託し、地域の高齢者の総合的な支援体制の整備・充実に寄与した。基幹型地域包括支援センターを設置することで、地域包括支援センターの後方支援を行い、各センターの対応力の平準化を図った。 ・認知症サポーター養成講座を通じて認知症への正しい理解を広め、市民ボランティア「認知症支え隊」を養成し、高齢者の通いの場同行や電話連絡で認知症当事者の「したい」実現を支援した。 ・高齢者へのきめ細かな対応策としては、健康状態不明者把握等によるハイレスクアプローチ(個別的支援)やボビュレーションアプローチ(通いの場等への積極的関与)について国保データベースシステム等から対象者を抽出して保健事業を実施したこと で、介護部門と医療部門の連携が強化された。		No.8	地域包括ケアシステムの深化・推進
		No.9	認知症施策の推進
		No.10	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】		施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・高齢化に伴い、2030年には65歳以上の5人に1人が認知症と見込まれており、認知症高齢者の増加に伴う新たな担い手が不足する。 ・介護事業所においては人材不足により、負担が増加している。		・認知症啓発や家族を含む当事者支援を継続・充実することで、「認知症支え隊」など新たな担い手確保に引き続き取り組む。 ・地域包括支援センターと連携し、地域包括ケアの深化・推進に引き続き取り組み、地域住民や事業者が支え合う体制を強化することで、地域で支え合う仕組みづくりを進め、担い手不足に対応していく。	

(3)障がい者支援の充実			
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】		施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・相談支援事業所人材確保の補助金制度の確立により、障がい者・児支援において中心的な支援を担う相談支援専門員の人材が確保され、市内の相談支援体制の充実につながった。 ・障がい者の支援体制を構築する地域生活拠点支援事業（①相談支援、②緊急時の受入対応、③一人暮らし体験事業(令和7年度から対象者を拡大)）を実施し、障がい者が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制を整備した。 ・令和7年度から企業等への障がいに関する理解啓発や企業ニーズの把握、マッチング会の開催や業務整理コンサルティング、職場体験実習の機会を創出し、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労できる環境整備に寄与した。		No. 6	障がい者・児相談支援専門員の人材確保補助金
		No. 14	親亡き後を見据えた支援（グループホーム整備支援、地域生活支援拠点の充実）
		No. 15	就労支援の推進（企業等への働きかけ）
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】		施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・3障がいそれぞれのニーズが異なるため、地域生活支援拠点のあり方も異なる。そのため、地域生活支援拠点の機能の充実化を進めるにあたってのニーズの整理や、そのニーズに対応できる支援者の確保が十分でない状況である。 ・市内企業における障がい者就労に関するノウハウは必ずしも十分とは言えない状況である。		・現状の課題や実現可能性について、家族会や関係者などと協議を行い、整理する。また、関係機関が協力可能な人員体制を踏まえ、ネットワークを拡充する。 ・企業側・支援者側から事業の継続・拡大を望む意見が多かったこと等を踏まえ、引き続き障がい者就労支援の取組を進める。	

(4)権利擁護の推進			
施策目標の実現に向けて得られた成果【C】		施策目標の実現に効果のあった取組【D】	取組による効果の内容とその根拠【D】
・権利擁護支援推進会議及び受任調整会議を試行的に開催し、地域連携ネットワークの強化及び相談支援とチーム支援体制の構築に向けて前進することができた。身寄りがない方や経済的余裕がない方でも成年後見制度を利用できるよう市長申立及び申立費用・報酬助成による支援を行い、認知症高齢者や障がい者等の権利を守り、意思決定を支援することができた。 ・介護事業者向け研修で認知症への対応力を向上させるとともに、「高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を通じて関係機関の連携を密にし、自分らしく安全に暮らし続けられるための支援体制を強化することで、認知症が原因となる高齢者虐待の防止に寄与した。		No.16	高齢者及び障がい者の意思決定支援
		No.18	高齢者虐待防止の推進
施策目標の実現に向けて解決すべき課題【C】		施策目標の実現に向けた今後の取組の方向性【A】	
・今後の民法の改正により、現行の成年後見制度が大幅に見直される見込みであるが、地域の専門職や福祉関係機関等との連携体制が十分に確立されていない。 ・社会福祉法の改正により、身寄りのない方向けの支援についても併せて取り組む必要があるが、当事者が求める支援や不足する地域資源についての整理がまだできていない。 ・高齢者虐待の件数が増加傾向にある。		・権利擁護支援推進会議及び受任調整会議を継続的に実施し、関係者間での課題共有を進めながら、権利擁護支援に関する地域連携を深める。併せて身寄りのない方向けの支援体制整備に向けて、研修やワークショップを実施し、今後増加すると予想される身寄りのない高齢者等の権利や尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けるための支援体制の充実を図る。 ・市民啓発や研修会、連絡会の開催により、高齢者虐待防止に向けた支援体制の強化と関係機関の連携、支援員の対応力向上に取り組む。	

《参考》施策の進捗状況を測る代表的な指標【C】		
I 認知症サポーター養成人数 （人）	II 障がい者や障がい特性について理解している 人の割合（％）	III 新しいことに挑戦したいと思う65歳以上の割合 （％）
		

《参考》めざす状態に対する市民実感度	
「そう思う」+「どちらかというと思う」と回答した人の割合	
【R7.12月】 19.9%	【R6.8月】 24.4%